

広島県告示第千十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和六年十一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
高原内科循環器科	尾道市向島町五六一七番地五一	令和六年九月三日
小川歯科診療所	尾道市土堂二丁目一〇番一三号	令和六年八月三十一日
父石歯科	府中市父石町三三三番地	令和六年八月三十一日
有限会社あすなろあゆみ薬局	大竹市本町一丁目七番七号	令和六年九月三〇日
戸田眼科東広島クリニック	東広島市寺家駅前一三番地三五号一階	令和六年四月三〇日
つつじ薬局	東広島市西条昭和町一二番四三号	令和六年九月三〇日
満井薬局駅前支店	東広島市河内町中河内七〇二番地三	令和六年九月二日
竹仁薬局	東広島市福富町下竹仁五〇四番地六	令和六年三月三十一日
医療法人社団とうげ外科・胃腸科	廿日市市本町六番二号	令和六年七月三十一日
甲元歯科医院	安芸郡府中町浜田二丁目二番一六号	令和六年九月三〇日
柘葉局	安芸郡府中町大須二丁目一番一号イオンモール広島府中二階	令和六年九月三〇日
安芸府中薬局	安芸郡府中町青崎南二番二号一〇四	令和六年一〇月一五日
コスモス薬局 府中本町店	安芸郡府中町本町一丁目四番一号	令和六年八月三十一日
おんじ内科クリニック	安芸郡海田町南大正町三番二五号一階	令和六年九月三〇日

医療法人岸医院	きらきらくどもクリニク
世羅郡世羅町小国四五二三番地一	安芸郡海田町窪町一番二三号JR 海田市駅NKビル二階
令和六年一〇月一日	令和六年九月三〇日